

ユーアイビラ訪問看護ステーション運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、医療法人社団永進会（以下「法人」という）が設置するユーアイビラ訪問看護ステーション（以下、「ステーション」という）の職員及び業務管理に関する重要事項を定めることにより、ステーションの円滑な運営管理を図るとともに、訪問看護事業（以下、「事業」という）の適正な運営及び利用者等に対する適切な訪問看護の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 ステーションは訪問看護を提供することにより、家庭における療養生活を支援し、その心身機能の回復を目指し、生活状況の向上に努めるものとする。

- ステーションは、事業の運営にあたって、必要な時に必要な訪問看護の提供ができるよう努めるものとする。
- ステーションは、事業の運営にあたって、福生市医師会等を活用し、市及び他の保健、医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。

（事業の運営）

第3条 ステーションは、この事業の運営を行い、主治医の訪問看護指示書（以下、「指示書」という）に基づく適切な訪問看護の提供を行なう。

- ステーションは、訪問看護師を提供するにあたっては、ステーションの保健師、看護師、准看護師、理学療法士又は作業療法士（以下、「看護師等」という）によってのみ訪問看護を行なうものとし、第三者への委託によって行なってはならない。

（事業所の名称等）

第4条 訪問看護を行なう事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- 名 称：ユーアイビラ訪問看護ステーション
- 所在地：東京都福生市南田園一丁目10番3号

（事業の実施地域）

第5条 訪問看護事業の実施地域は次の通りとする。

福生市 羽村市 青梅市 昭島市 あきる野市

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第6条 ステーションに勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- 管理者：看護師 1名
管理者は、所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行なわれるように統括する。
- 訪問看護師：看護師等常勤換算で2.5人以上配置する。
訪問看護計画書及び報告書を作成し（ただし准看護師を除く）、訪問看護を担当する。

（営業日及び営業時間）

第7条 ステーションの営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日は通常月曜日から土曜日までとし、祝日も営業とする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間は通常月曜日から土曜日までの、午前8時30分から午後5時30分までとし、祝日も同様とする。
ただし、24時間対応体制加算・緊急時訪問看護加算等の契約を交わした利用者に対しては、状況に応じ、夜間・休日を問わず対応するものとする。

(利用時間及び利用回数)

第8条 訪問看護の実施時間及び利用回数は次の通りとする。

- (1) 介護保険ではケアプランにそった時間・回数とする。
ただし、緊急時訪問看護加算の契約を交わした利用者においてはこの限りではない。
- (2) 医療保険では1日1回の訪問につき、30分から90分程度を標準とする。
ただし、厚生労働大臣が定めた特定疾患及び主治医からの特別指示書がある場合においてはこの限りではない。

(訪問看護の内容)

第9条 ステーションの訪問看護の内容は次の通りとする。

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持、食事及び排泄等の日常生活の手助け
- (3) 褥瘡の予防・処置
- (4) リハビリテーション
- (5) ターミナルケア、認知症患者の看護
- (6) 療養生活や介護方法の相談・指導
- (7) 人工呼吸器やカテーテル等の管理
- (8) CAPD指導・管理
- (9) その他、主治医の指示による医療処置

(緊急時における対応方法)

- 第10条 看護師等は、訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急自体が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行なうこととする。主治医の連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な処置を講じるものとする。
- 2 看護師等は、前項についてしかるべき処置を行なった場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(利用料)

- 第11条 ステーションはサービス利用料として、介護保険ならびに医療保険及び自費サービスとして定められた額の料金を、利用者から受けるものとする。(別表参照)
- 2 ステーションは、サービス利用料の支払を受けた時には、利用料について記載した領収書を毎月交付する。
 - 3 ステーションは、訪問看護の提供の開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族等に対し、サービス利用料の内容及び金額に関して説明を行ない、その理解を得なければならない。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第12条 ステーションは、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に十分に周知する。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 前項第1号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 ステーションは社会的使命を十分認識し、職員の質的向上を図るため、研究・研修の機会を設け、また、業務体制を整備する。

- 2 職員及び職員であった者は、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た秘密を保持しなければならない。
- 3 ステーションは、訪問看護に関する記録を整備し、訪問看護完結の日から2年間保管しなければならない。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人社団永進会が定めるものとする。

附 則

この附則は、平成14年1月1日から施行する。

附 則 2

平成15年3月20日から一部改正施行する。

附 則 3

平成18年4月1日から一部改正施行する。

附 則 4

平成20年4月1日から一部改正施行する。

附 則 5

平成24年5月1日から一部改正施行する。(料金表の改定)

附 則 6

平成26年4月1日から一部改正施行する。(料金表の改定)

附 則 7

平成27年4月1日から一部改正施行する。(料金表の改定)

附 則 8

平成27年12月1日から一部改正施行する。(契約書類一式)

附 則 9

令和6年3月1日から一部改正施行する。(虐待の防止のための措置に関する事項)